

デュルケムにおける

道徳社會學と社會學的道德論

田 中 熙

序 論

- 一、デュルケムにおける「道徳社會學」と「社會學的道德論」との區別の必要
 - 二、道徳社會學の對象と方法
 - 三、社會學的道德論の對象と方法
- 結 論

序 論

現代フランスの倫理學界では所云「社會學的傾向」タンダニス、ソシオロジイク、即ちデュルケム學派の實證主義的道徳科學説が最も有力なりと云はれてゐる。^①元來デュルケムの全社會學説そのものが著しく道徳的色彩を帯びてゐたことについては、多數の意見が一致するところである。例へばブーグレは、「デュルケムは道徳的諸問題に彼の注意を集中した。『社會的分業論』から『自殺論』を経て『宗教生活の原始形態』に至る迄彼の主なる關心は道徳の本質、それが社會内で演ずる役割、道徳が社會の渴望を具現しつゝ形成さ

れ發展する様式を理解させるにあつた。彼の研究は多かれ少かれ直接に道德社會學に屬してゐる」と云つてゐる。^② かくてイタリーのある學者は彼の社會學體系を「客觀的倫理學的社會學」として分類してゐる。或はデュルケムの最初期に於て已に『獨逸における道德の實證科學』^③といふ批評的紹介的な論文があり、且つその最後の病床において執筆し始めたものも亦『道德論』^④といふ遺稿であつた。そこでモースは道德學は實に彼の存在の目的彼の精神の基礎であつたと追憶してゐる。^⑤ 斯様に彼は新しい社會學的實證的な道德科學の研究にその生涯を獻げ、以つて今日の盛んなデュルケム學派道德學說(レヅィブリエール、ベイエ、ダヴィ、フォーモンネ等々の創立者となつてゐるのである。吾々はこの一つの新しい主張を主としてその方法的基礎において紹介したいと思ふ。

註① E. Lerux, *La philosophie morale en France depuis la guerre*, p. 36 et suiv. (*Revue Philosophique*, CIX, 1930)

② Durkheim, *Sociologie et Philosophie*. Préface de C. Bourlé, p. VI.

③ *La science positive de la morale en Allemagne*. (*Rev. Philos.* XXXIV, 1887)

④ *Morale. « 是れの一部は M. Mauss に於て Durkheim, *Introduction à la morale* (1907) *Rev. Philos.* LXXXIX, 1920. に載せられてゐる。

⑤ M. Mauss, *In Memoriam. L'Année sociologique*, 1925. Nouvelle série. Tome I, p. 9.

一、デュルケムにおける道德社會學と社會學的

道德論との區別の必要

デュルケムの多方面的な全社會學的著作から彼の新しい道德科學説を統一的組織的に捕へんとするとき、吾々は二つの困難に當面する。一つは彼には近親婚の禁止、分業、自殺、原始的宗教等々に關する優れた特殊研究は多く存するけれども、新道德科學の體系的方法論的省察としては二三の論文に止つてゐる。講義としては屢、特殊の及び一般的道德學を體系的に講述した（この講義草稿を纏めようとしたものが前述の遺稿である）ようであるが、此の場合でも家族的、職業的、市民的等特殊道德論の説述が主部を占めて、一般的原理的な基礎づけは僅かに附けたりとして論せられるに過ぎなかつた。その故に彼の諸著作中から獨逸的英國的な體系的理論を取り出さうとするにはかなりの注意を要するといふことである。次にはデュルケムの諸著において隨處に現れてゐる「道德的」、「道德」、「道德事實」等の語は廣狹正反種々の意味に混用されてゐる。従つて豫めかゝる用語の曖昧を單に語意上からではなしに論理上、方法論上から區別するのでなければ、彼の道德學的體系を正しく理解することはできないといふことである。扱て吾々は是ら二つの困難の中、第二のものを先

決することにおいて叙述の緒口を見出してゆきたいと思ふ。

デュルケムの根本主張は在來の哲學的、思辨的、演繹的な倫理學に對して實證的、社會學的な道德科學を確立しようとした點にある。それは客觀的社會的事實としての道德的諸現象そのものに即いて、それらの諸形態發生原因、機能などを科學的に説明せんことを課題としてゐる。そこでかくの如き立場にとつては、觀察の對象たる道德的諸事實が先づ事實として、客觀的に與へられてゐるといふことは最根本の要請である。夫故にデュルケムにとつては「道德的」(moral)、「道德」(a moral)等々の語がまづ第一に純事實的、社會所與の意味に用ひられてゐるといふことは當然のことである。彼が「道德は經驗界の諸理由に基づいて形成し、變態し、存續する。道德の科學は唯これらの諸理由を決定しよう」と試みるに過ぎない^①、又は「各民族にとつてその歴史の定まつた各瞬間に一つの道德が存在してゐる」と云ふ時、或は分業を以て社會的「道德的事實」なりとし、道德的理想或は諸義務も亦個人的ではなくて社會的に發生し社會的機能を有つとなす時、此らの諸場合における「道德的」、「道德」(de fait moral)等は何れも社會的事實としての道德、道德の事實、といふことを意味してゐる。併し乍らデュルケムは以上の諸言葉を尙第二に規範的、價值的の意味にも使用してゐる。

例へば『自殺論』において近代社會における自殺率の激増、しかも所云愛他的自殺に對する利己的變則的自殺率の異常なる増加についての考察を以て、自殺現象の「道德的評價」(l'appréciation morale)^③なりと云ふ時、或は分業は道德的事實の一つであるが同時にそれは社會の機械的連帶に代へるに有機的連帶を以てする點で、「道德的價值」(valeur morale)^④をも有すると説く(それだから社會的分業は二重の意味において道德的事實である)時、これらの場合は明かに單なる事實ではなくして事實に對する道德的評價、規範づけといふ意味を含んでゐる。道德の事實ではなしに事實の「道德性」といふことを意味してゐる。

唯に「道德的」、「道德」等の單語がかゝる相反する兩義に混用されてゐるだけではない。彼の各著作を全面的に概観するときには一層是ら兩意義の差別が明白となる。まづ『社會的分業論』の前半第一書と第二書、即ち分業の社會的機能と社會的發生とを説く箇所は事實的考察の部門に屬し、その後半(第三書)即ち分業の異常形態と正常形態とを分けて各々の道德的評價をなす箇所は價值的、規範的考察の部門に屬してゐる。『社會學的方法の規準』においても第一、第二、第五、第六の各章は社會學的事實考察の方法を示したものであり、是に對して第三、第四の各章は同じく實踐的規範樹立

の方法規準を説いたものである。『自殺論』では統計に由る自殺現象の事實研究が大半を占めてゐるとは云へ、最後には同現象に對する道德的評價、實踐的對策が附言されてゐる。何れにせよ彼の道德學説内にあつては事實論の箇所と規範論の箇所、或は理論研究の部門と實踐的規範設定の部門とが並存してゐる、而も彼自身は此の明確に區別すべき兩部門を——かの「道德的」「道德」等々の語を兩意義に混用してゐることと同様に——體系的方法論的には區別しなかつた、と吾々は考へるのである。

レヴィ・ブリエールは賢明にも「道德」(la morale)なる語について三つの意義を區別してゐる。第一は主觀的、客觀的(社會的)なる道德的諸事實そのもの、第二はかゝる道德的諸事實に關する科學、第三は此の道德事實の科學を實踐に應用することによつて可能となる實踐的道德的技術が是れである。そこでかゝる多義性、又それから生ずる混亂を避けんが爲には特に第一の場合に對しては「道德的諸事實」(Les faits moraux)、第二の場合には「かゝる諸事實についての科學」(la science de ces faits)、第三の場合には「合理的道德技術」(l'art moral rationnel)と云ひ換へるが良いと説いてゐる。^⑤ デュルケムが隨處に混用してゐる「道德的」「道德」等々の語における事實的と規範的との兩義は、丁度レヴィ・ブリエールにおける第一と第三との兩義に相當してゐる。又前者にお

ける事實的理論的部門と實踐的規範的部門との別は、後者における「道德」なる語の第二と第三との兩部に對應してゐる。とも角吾々は次の様に結論することができる。即ち後にも述べる如くレヴィ・ブルジョールは倫理學においても純理論的見地と實踐的見地とを峻別し、以て在來の理論的なると共に規範的たらんとする哲學的、思辨的倫理學に反對して一方では道德事實そのものについての理論的實證的科學を、他方ではかゝる理論の應用たるところの合理的道德技術を建設せんと試みたのであるが、彼の此の提案は既にデュルケムに於ても明白に存してゐた。唯デュルケムは此の兩部門を體系上、方法論上 *explicit* に區別しなかつただけである、と。

だから吾々がデュルケムの道德學體系を組織的に捕捉せんとする時には、彼における理論的事實研究の部門と實踐的規範考察の部門とを、一應明確に區別づけて省みる必要がある。この事は彼の社會學としては餘りに道德學的な、併し道德學としては餘りに社會學的な全學說を正しく理解する爲の豫備條件たるものである。そこで吾々は彼の理論的事實的研究の部門は特に「道德社會學」(*la sociologie morale*)と「實踐的規範樹立の部門は特に「社會學的道德論」(*la morale sociologique*)と名づけることによつてその區別を明かにして置かう。かゝる名稱の區別は已にかのルールの紹介

中に用ひられてゐる。^⑥(デュルケム自身としては「道德社會學」なる名稱は所云社會生理學中の一分科をなすものとして屢々使用してゐるのに對して「社會學的道德論」なる名稱の方は全く用ひてゐないのであるが)。大體是れを借用して誤りないであらう。次には此の兩部門の方法論的特質を逐次辿つて行きたいと思ふ。

註① Durkheim, *De la division du travail social*. Préface de 1^e éd. (2^e éd. p. XXXVIII) 尙「分業論」第一版の緒論(Introduction)

はデュルケムの「道德社會學」的主張を知る上に最も重要である。併し現行の第二版以下では唯一部分のみが保存されて、大部分は削除されてゐる。但し田邊壽利氏邦譯『社會的分業論』第一分冊には第一版の緒論も全部原の儘譯載してある。

- ② Sociol. et Philos. p. 56.
- ③ Le Suicide, p. 375.
- ④ La div. du trav. soc., 2^e éd. p. 9, 396.
- ⑤ Lévy-Bruhl, *La moral et la science des moeurs*, 10^e éd. p. 100—02.
- ⑥ Leroux, *La Philos. morale en France*..... (Rev. Philos. 1930) p. 54.

二 道德社會學の對象と方法

前述によつてデュルケムにおける道德社會學とはその理論的事實考察の部門を意味する。是の對象と方法とは彼によつて如何に規定されてゐるか。

一、道德社會學にとつてはその研究對象たる所云道德事實が一つの實在として與

へられてゐなければならぬ。それはかゝる所與的實在を觀察し分析し更に説明することを以て唯一の課題としてゐる。ところで彼によれば道德事實又は實在は主觀的と客觀的との兩面における現れをもつてゐる。前者は個人的道德意識の内容（義務の意識、良心の感等）をなすものであり、後者は個人を外的に規制して居る社會的道德事實である。併し乍ら道德社會學の對象は主觀的個人的事實ではなくて客觀的社會的事實としての道德的諸事實である。①何となれば個人的道德意識とはその時代その社會における客觀的道德實在をそれぞれの角度から又それぞれの様式で反映してゐるものに外ならない。さうしてかゝる存在の反映としての個人的意識の種々相は各個人における遺傳、環境、教育の相違に應じて異なるものである故に、夫は寧ろ心理學の領域に屬するであらうからである。②優越的意味における道德事實とは客觀的社會的實在としてのそれではなくてはならぬ。同じ理由に本づいて道德事實を主として道德哲學者の諸學說に求めることも亦不可であると彼は主張してゐる。何となれば哲學者の學說或は道德意識は成程普通人の意識に比べてはより廣くより確實に、又公平無私にその時代その社會の道德的諸事實を表現してゐるかも知れない。併しそれとても結局程度上の差に止つて、依然として不完全なる主觀的

意識的反映であることには變りが無いからである。^④まして在來の多くの哲學者は革新的道德、革命的理論の構成に奔つて事實そのものからは分離しようとする恐れをもつに於ておや。

二、かくの如く道德的諸事實とは何よりも先づ客觀的社會的實在である。併しその凡てははなくして一種である。即ち宗教、經濟、政治、藝術、言語等々と同列なる一社會事實である。然らば道德的事實を特に道德的事實として爾他の社會的諸事實から區別する徵表は何であるか。此の廣義の社會的諸事實と狹義の道德的諸事實との間の異同及び限界は彼の用語において最も明瞭を缺いてゐる點であるが、『道德事實の決定』なる論文によつて吾々は大體次の様に解せざるを得ない。(一)特に道德的事實(これは次にも説く如く「行爲の諸規則の體系」である)とは制裁(sanction)を單に分析的にではなくて綜合的にその背後に豫想してゐる。此の點でそれは必ず強制的(obligatoire)である。(二)それは併し更に吾々の感受性に觸れ、それに従ふことは吾々に望ましき(désirable)ものでなくてはならぬ。道德事實は此らの二點を根本特質としてゐる。それが一方では「義務」(devoir)として、他方では「善」(bien)として表象されるのはこれによつてゐる。^①カントは第一の點だけ、功利主義者は第二の點だけをし

か取らなかつた故に一面的な道德説を結果したとしてゐる。要するに吾々は道德社會學の對象たる道德事實とは是らの二特質において他の社會的諸事實から區別づけられるところの狹義のものと解せざるを得ない。

三、かくの如き道德事實は如何なるものとして吾々に對して客觀的に與へられてゐるか。デュルケムによればその最も重なるものとしては、社會的(歴史的)に通用してゐる「行爲の諸規則」又は諸「様式」(即ち「道德的諸規則」の全體)例へば家族的、職業的、市民的、契約的諸義務等々と、諸法律——彼にあつては道德と法律とは不可分離の關係にあり(夫故に『分業論』は道德事實としての分業の形態的研究を法律の分類づけから、着手してゐる)、兩者はたゞその背後に伴つてゐる制裁が擴散的であるか、それ共組織的であるかによつて僅かに區別せられる^⑤だけである——とを擧げてゐる。併しその外に諸格率、風習、文學、道德哲學者の諸命題等^⑥も亦客觀的道德事實を具現してゐる限りにおいて觀察、比較の材料となるとしてゐる。

道德社會學は以上の様な道德的諸事實を研究對象とする特殊の社會科學の一種(宗教社會學、經濟社會學、藝術社會學等々に對立する)であるが、その特色は更に方法的規定に於て一層明白である。だから次にはその研究法を彼は如何に説いてゐるか。

併し彼は社會學一般の研究方法は嚴重に規定してゐるけれども、道德社會學だけに特有な方法としては別にといつてゐない。是れ道德社會學は社會學の一分科であるからして後者の方法がその儘前者にも適用されると考へてゐたが爲であらう。従つて茲ではまづデュルケムにおける社會學一般の研究法の特質を述べ、次にそれが直ちに道德社會學にも適用せられて如何なる革新的意義を發揮するかを述べよう。かの著名な『社會學的方法の規準』において設定されてゐる一般的方法は次の様に表示することができる。^⑦

(一)社會學的觀察に關する規準　集合表象としての社會的諸事實は一般に個人意識から獨立外在し、且つ個人を強制拘束するところの客觀的實在である。故にかゝる社會的事實は「事物(choses)として考察」されねばならぬ。此の根本規準からして三つの系が出て來る。即ち觀察に當つては一切の既有觀念を棄てるべきこと、研究の對象は共通なる若干の外部的特徴によつて豫め定義づけられたる範圍を嚴重に守るべきこと、社會事實はそれが個人的表出とは獨立に表れる方面から、即ち客觀的方面から研究すべきことが是れである。

(二)社會學的説明に關する規準

社會事實の發生原因及び機能についての説明

は個人心理的、目的論的ではなくて社會的且つ機械因果的になさねばならぬ。「社會事實が心理的現象によつて直接説明された場合は必ず誤りである。」「一つの社會事實の決定原因はそれに先行する社會的諸事實中に於て求められねばならぬ。」同様に於て社會事實の機能も亦個人的結果においてではなくて社會的目的に對する關係において恒に求められねばならぬ。

(三)社會學的證明の處理に關する規準 「一の現象が他の一の現象を生ずるといふことを論證する方法を、吾々は唯一しか有しない。その方法とは右の二現象が同時に現れてゐる若しくは同時に現れてゐない諸多の場合を比較し、且つこの二現象がその種々の場合の結合において表示する諸變異の一が他の一に依據するや否やを檢討すること即ちそれである。」是は間接實驗又は比較的方法、或は論理學上共變法とも呼ばれてゐるところのものである。尙この場合の材料としては各民族に於いての民俗學的、比較史的研究の結果、若しくは社會的諸現象に關する統計的調査等からしてなるべく多數のものが集められねばならぬ。

以上の方法設定に對して更に吾々の註釋を附け加へるならば第一、社會事實を「事物」として觀察するとはそれを事物化、物質化することを意味しない。社會事實は集

團表象の新産物として依然一種の心的實在である。併し個人意識に對する外在性と拘束性とを二特質とする社會事實は物質現象と同じ資格をもつ客觀的所與である。従つて社會學者は宛も物理學者が客觀的物質現象に對するのと同じ態度で社會現象に臨まねばならぬと云ふだけである。かの「事物」とは一つの研究態度を示すものであり、對象的概念ではなくて方法論的概念たるものである。第二、社會事實の説明に關してデュルケムがタルド等々爾他の社會學者に反對して標榜してゐる新方法についても少しく補遺を必要とする。彼は社會事實の發生原因及び機能を個人心理の分析(模倣心、同情、群居性等々)から説明することに反對する。それらのものは唯先行的社會事實とさうして結局は所云内の社會環境の構造中に求められねばならぬ。その内の社會環境とは自然的環境と人的環境とを指し、前者は社會の基本たるところの地域の廣袤境界の状態、風土等を、後者は社會單位の數、人口の稠密度と交通狀態(所云動的密度)、住居等々を意味する。要するに彼における社會學の説明の根本方針は各社會事實の發生原因をまづそれに先行する各種の社會事實の裡に、而して究極の原因は彼の所云社會形態學的(モルフォロジー・ソシアール)事實に求めるといふ事に存する。(ブーグレは是れを要約して社會學の任務は結局、一社會形態の特質からしてその中に現れ

てゐる社會的諸事實——宗教、道德、藝術等々——の特性を説明すること、次には逆に社會的諸事實の特質からしてそれらを含む社會形態の特性を説明すること、との二問題に歸着すると説いてゐる。^⑧

扱て以上が社會學一般の研究方法であるが、道德社會學の則るべき方法もそれ以外には無い。それは『規^レ準』において例として屢々擧げられてゐる點からも察せられるところである。かくて道德社會學も亦社會學一般と同じくその對象を「事物」として、即ち一切の既有觀念をすて、事物そのものについての觀察から出發せねばならぬ。「通例倫理學が設定する總べての問題は事物ではなくして觀念に關する。」^⑨「その結果人々は道德の頂點をその基底であると誤認することになる。」吾々は哲學的又は心理學的に一般的、特殊的な道德觀念を分析するのではなくて、嚴密に定義づけられた道德事實そのものの觀察から初めねばならぬ。しかも個人的表出の側からではなくて社會的客觀的表出の側より發足せねばならぬ。これ道德事實がまづ社會的實在と規定され、且つ法律や統計的結果が重要な研究材料となる所以である。デュルケムが自己の新らしい道德科學を「習俗の物理學」^⑩(physique des moeurs)とも呼んでゐるのはかゝる客觀的方法を強調したものに外ならない。

道德事實の説明においても亦個人心理的、目的論的方法は斥けられる。例へば人々の心に内在する宗教心、性的嫉妬、孝養心、親愛等々からして宗教、婚姻、家族等の發生及び形態的變化を説明したり、或は又先天的、後天的な道德心情の分析からして道德的諸規範の生成や展開を説明したりすることは許されない^⑩。それは「結果を原因と誤認」する説明である。だからデュルケムは道德的諸規範又は理想は社會的事情に本づいて發生し變形し機能すると説いてゐる。或は分業の發達を、社會の自然的及び人的環境の變化(社會の容積と人口密度との増大、交通の發達、社會生活の複雑化、生存競争の激化等)から説明し、その機能をも個人における偏質化といふことではなしに、有機的社會連帶の發生といふ社會的結果において求めてゐる。自殺現象、近親婚の禁止等についての説明も同様の方向にある。さうして近代的個人主義又は個人格觀念の發達を社會的分業の發展といふことから説明してゐる箇所は、最も興味深い論説である。

最後に道德社會學の説明法も亦一般社會學におけるものがその儘襲用せられる。茲にあつても必要なことは諸民族における道德規則、法律、習俗などに關する民俗學的研究或は統計調査の裡に比較史的方法を適用することによつて、措定された法則

を檢證することである。

扱て以上がデュルケムが新らしく組織せんとする道德社會學の方法論的概観である。簡單ではあるが、それが如何に今迄の哲學的思辨的倫理學に比較して顯著な特質をもつてゐることか。デュルケム自身も亦傳統的な倫理學説を特色づけて云つてゐる。「兩學派〔合理論と經驗論〕が共に採用する方法は次の如くである。彼らによればまづ人間の概念から出發し、この概念から、かく定義づけられた一の存在に好都合と思はれるやうな理想を推定し、次にこの理想を實現するところの義務を定め、その義務を以て最高規準即ち道德的法則とするのである。この場合これら二派の學説を區別する差異は、只人間が同一方式に於て會得されてゐないといふ事だけである。」〔彼らは凡て存在する現象を抽象し去るのである。……彼らは最も一般的な義務だけを、大急ぎで順次吟味する。けれども彼らは一般性から離れ得ないのみならず、彼らにおいて必要なのは、規定において一の檢證をなす事ではなくて、最初に設定した抽象的命題を若干の例によつて註釋する事である。〕^⑩と。吾々は在來の倫理學の凡てがかくの如き方法をしか持たなかつたと考へるものではない。併しかゝる非難に全然値しないとも云ふことはできないであらう。デュルケムは正にこの

缺陷を衝いたのである。即ち思辨に對する實證演繹に對する歸納を標榜する全く新しい一道徳科學を、而も社會學の領域において建設せんとしたのである。それは及び特にレヴィ・ブリュールが力説してゐる様に多くの忍耐と努力とを要する研究ではあらう。併し實踐と事實とが重んぜられる現代にとつては、確かに一つの新興科學であるだらう。

註① Durkheim, Sociol. et Philos., chap. II, Détermination du fait moral, p. 56—57, 115.

② do., p. 57.

③ do., p. 57—58, 111—12.

④ do., p. 50—51, 59—65.

⑤ 田邊氏譯「社會的分業論」、第一分冊、四八頁參照。

⑥ Sociol. et Philos. p. 114.

⑦ Durkheim, Les règles de la méthode sociologique, chap. II, V, VI. 是れにも田邊壽利氏譯「社會學研究法」がある。尚デュルクヘムの社會學一般の研究方法については、田邊壽利氏「實證主義の社會學」(『教育科學』講座、第四冊)、牧野巽氏「デュルクヘム派の社會學」(同講座第十冊)等に簡単な紹介あり。

⑧ Bouglé, Qu'est-ce que la sociologie? 4^e éd. 1921. 牧野巽、本田喜代治兩氏譯「社會學入門」第一章參照。

⑨ Durkheim, Les règles de la méth. sociol., p. 30—31. 邦譯八九—九一頁。

⑩ Sociol. et Philos., p. 112, Introduction à la morale, p. 96.

⑪ Les règles de la méth. sociol., p. 151—52. 邦譯二四七—二四八頁。

② De la div. du trav. soc., p. 336-342.

③ 田邊氏譯『社會的分業論』第一分冊、三六一—三七頁。

三、社會學的道德論の對象と方法

デュルケムに於ける道德社會學とはその事實的理論的考察の部門であつた。吾々は次に他の半部たる社會學的道德論の對象と方法とを述べねばならぬ。先づその對象的方面において吾々の著しい注意を引く點は、デュルケムに於ける社會學的道德論の對象領域と先の道德社會學のそれとは廣狹の範圍を異にするといふことである。

前述の如く道德社會學の對象たる道德事實とは二つの徵表において他の社會的諸事實から區別せられる。それは單に一種の社會事實であり、云はゞ狹義のものである。従つてそれを對象とする道德社會學とは宗教社會學等々に對立せる一種の特殊社會學であるに止まる。^①是に反して社會學的道德論の對象はかゝる狹義の道德事實だけに限られてゐない。それは凡ての種類の社會事實に迄擴張せられる可能性をもつてゐる。何となれば社會學的道德論とは理論的事實考察の部門に對する規範的實踐的研究の部門である。従つて如何なる社會事實であれそれに對して、

——勿論事實的理論的考察を基礎として、いはあるが——ある評價ある規範樹立、ある實踐的對策を講ずる限りにおいては社會學的道德論の範圍に入ることとなるからである。それは社會學中の一分科ではなくて、全社會學の理論探求に當然に附隨し來る實踐論といふことになる。

元來デュルケムの全社會學的理論は實踐論と離すべからざる關係に立つてゐる。彼は常に現實の社會生活を幾らかでも「改善アンリオリエンテーションせんとの熱情をもつて社會學的研究に従事した。「若し吾々の研究が唯思索的興味をしか持ちえないとするならば、それは時間を費して努力するに値しないものと吾々は信ずる。」^②だから『分業論』でも『自殺論』でも事實研究にのみ止らずしてそれを根據として實踐的歸結に迄論及されてゐる。原始的宗教生活の研究にあつてさへも、それが現代の宗教生活に對してもつてゐる意義が力説されてゐる。唯彼が在來の道德論者と異なる特質はかゝる實踐的改善を一層科學的、合理的たらしめんが爲に一先づ實踐的要求から理論問題を純粹に分離し、事實そのものに關する理論考察を基礎としてのみ實踐的對策を講せんとした點にある。とも角彼においては理論は當然に實踐に迄推移すべく、實踐は必然に理論に基礎を置くべきである。然るに彼の道德學體系においてのみはかゝる二

者相即の相關々係が方法論的に説かれてゐない。彼の所云道德社會學は宗教、經濟等々に對立せる一種の社會事實たる狹義の道德事實を理論的に考察するだけである。是に對して彼における社會學的道德論とは全社會事實云はゞ廣義の道德事實に對する規範的實踐論である。前者は直ちに後者に迄推移しないのと同様に、後者は唯前者のみを理論的基礎としてゐるものではない。さうしてデュルケムの道德學的體系においては、理論部門と實踐部門との間にかゝる方法論的不齊合が存すること、この不齊合を克服せんとした處に彼の後繼者たるレヅイ・ブリエール、ベイエ等の貢獻があつたと吾々は觀るのである(後述)。

然らば何故にこの様に顯著なる體系的な不齊合を彼は意識しなかつたのであらうか。それは思ふに吾々が最初に注意した如く、彼は「道德的」、「道德」、「道德事實」等の語において事實の意味と規範の意味とを區別しなかつたが爲である。事實の意味における「道德的」とは他の宗教的、經濟的、藝術的等々の語に對立し、従つてある實質的の徴表によつてそれらから限定せられねばならぬ。即ち爾他の社會的諸事實から事實的に區別せられねばならぬ。是に反して規範の意味における「道德的」とはより一般に存在的、實在的等の語に對立し、如何なる種類の實在であれそれに價值性、規範性が

賦與された限りは道德的事實となるのである。即ちこの場合には凡ての社會事實に迄押し擴められるところの廣義のものとなる。さうしてデュルケムは事實研究の部門たる道德社會學においては當然に道德事實を一つの事實として狹義に採り、社會學的道德論においてはそれを規範的意味の廣義に解したのである。要するに彼は「道德的」、「道德」、「道德事實」等における事實的意味と規範的意味とを混用したが爲に、かの廣狹の差違を意識しなかつたのであると結論することができる。

次には社會學的道德論の方法は如何なるものであるか。『社會學的方法の規準』によれば次の様である。即ち哲學的原理から演繹的ではなくて事實そのものについての理論的科學的研究から實踐的規範を導き出して來る爲には、先づ社會的進化の各段階に應じて夫々の社會類型單一環節の社會から合成的多環節の社會に至る低級社會と高級社會との別を設定し、次に特定の社會類型に於て一の社會事實が平均的、普遍的に現れてゐるか否かを見れば好い。若し一現象がある社會類型の「全領域」に立つて普遍的なる現象であるならば、その社會事實は該社會類型に關して「常態的事實」(le fait normal) 又は「正常形態」(le type normal) と呼ばれ、是に反して「例外的現象である時には該社會類型に關して「病態的事實」(le fait pathologique) 又は「異常形態」(le type

normal) と呼ばれる。^③ 扱て事實觀察の立場で社會事實の「常態的」と「病態的」又は「正常形態」と「異常形態」とが判別せられたならば此の純「客觀的標準」に基づいて合理的科學的な規範樹立は直ちに可能となる。何となれば「實踐問題は………環境の裡に生じた諸變化に應じて新たに健康狀態、正常形態」を決定することに存する。然るに科學は環境がその過去において已に經過した諸變化の法則を吾々に提供することによつて將に生せんとしてゐるところの又諸事實の新秩序が要求するところの諸變化を、吾々に豫測せしめる^④から。或は社會學的實踐とは結局「常態的狀態を支持し若しその狀態が混亂した場合にはそれを修復し、若しその狀態の諸條件が將に變化せんとした場合には新らしい諸條件を見出^⑤すことに外ならないからである。要するにデュルケムの社會學的道徳論の方法的特異點は、哲學的原理からの演繹ではなくて存在事實そのものの裡に求められた客觀的標準、又一舉にしての革新ではなくて他の社會諸科學との共同による漸進的改善を説いた點にある。

併し乍らこの實踐的規範論こそはデュルケムの全學說において問題となり得る箇所である。元來哲學においては事實と規範、存在と價值とは隔絶すべき二世界をなし、事實を以て直ちに價值となすことは自然主義として、價值を以て直ちに事實と

なすことは神祕主義として斥けられるのが普通である。然るにデュルケムは理念においてのみ合致する此ら二原理を現實において同一視し、普遍存在的なるか否かといふ事實的標準を以つて直ちに價值及び規範の標準たらしめてゐる。かゝる説述は果して正當であるだらうか。この問題に對して吾々は次の様な二つの理由によつて、以上の提案は彼の立場にとつては齊合的、必然的なる試みである。のみならずこの説述においてこそ彼の全學說の根本特質及び彼の偉大さが最も顯著に現れてゐると考へるものである。

第一、デュルケムが實踐的規範樹立の「客觀的標準」として擧げた常態的と病態的、或は正常型と異常型との區別は、成程傳統的な倫理學において説かれる「道德的」と「不道德的」或は「價值的」と「反價值的」との區別と必しも合致しない。何となればデュルケムの立場にあつては倫理學的には反價值的なる事實例へば犯罪、ある程度迄の自殺率等と雖も社會的事實としては常態的現象である。逆に又倫理學的には有價值的なる事實例へば戰時における強制的分業等と雖も社會事實としては病態的現象である。と云はねばならぬ。夫故に彼の所云「常態的」と「病態的」との區別は何ら道德的實踐の標準たり得るものではない、と説かれるかも知れぬ。併し乍ら吾々の解釋によれ

ば抑、デュルケムは在來の倫理學說一般——合理論であれ經驗論であれ、客觀的事實考察に本づかずして道德的規範を構成せんとするもの——を最初から否定し去つてゐる。その様な立場からして樹てられた實踐の規準は非科學的にして無益なものと斷じてゐる。單にある哲學的原理から演繹して「價值的」又は「反價值的」となす標準は、唯觀想的立場で然か評價しただけに止つてゐる。デュルケムは是に反して實踐の立場で有效なる標準を、存在的事實そのものの裡に求めようとする。だから彼は社會事實が普遍存在であるかそれとも例外存在であるかといふ存在、そのものの立場において、規範的標準を確立せんとしたのである。それ故に彼にとつては、その所云客觀的標準が在來の倫理學における標準から如何に乖離し、従つて在來の倫理學者達から如何に非難されても何ら痛痒を感じない。兩者が要求する標準は客觀的と主觀的、存在的と思辨的、實踐的と觀想的とに次元を全く異にしてゐるからである。

例を以て示すならば犯罪、自殺等の現象は通常不道德的、反價值的の行爲と稱せられてゐる。併しこれはたいある哲學的、宗教的原理に本づいてその様に評價されただけのことである。如何にその様に評價されたところで、それらの現象は飽く迄も事

實として、現實社會の中に存在し續けてゐる。否、それら現象の一定率の存在は常態的社會事實であり、實際上却つて有益でさへある。一定率の犯罪はそれによつて社會の「共同意識」が強烈な自衛力を獲得する爲の必要條件であり、「公共的健康の」一原動力たるものである。^④一定率の自殺現象も亦社會的背反者及び無能力者を社會の外に排除するところの社會的自淨作用たるものである。一社會事實が「道德的」もしくは「不道德的」と如何に評價されても、それだけでは存在上、實踐的に無關係である。普遍存在的であるか否か、即ち常態的であるか病態的であるかと判定せられた時に初めて、社會そのものの存續、非存續に關することになる。例へば一定率以上の犯罪又は自殺の激増、或は強制的分業の擴大、資本家と勞働者との間における如き等が病態的事實と決定せられた時にのみ、それらの諸事實は社會の存續そのものを脅かすこととなり、延いて切實なる科學的實踐對策を喚起することになる。

第二、吾々は尙一步を進めてデュルケムがある存在的事實を以て直ちに實踐的規範標準とした事を以つて、人々が考へる程左程脊理ではないと云ふことができる。何となれば成程「科學は……事實を觀察し説明する。然しそれを價值判斷することとはしない。科學にとつては如何なる事實と雖も非難さるべきではない」かも知れ

ぬ。又デュルケムは凡ての社會も亦機械因果的に生起するとしてゐる。併し乍ら價值と雖も無數の諸事實中の一種である。更に價値的目的の實現と雖も無數に可能なる機械的因果關係の中の一系列を辿ることによつてのみ實現可能である。それ故に眞に價値的(道德的)なる社會事實は結局は常態的事實として存在すべきであり、眞に反價値的(不道德的)なる社會事實は結局病態的事實として非存在化すべき筈である。たゞ有限なる人間智の立場では究極的に價値的又は反價値的なる現象を判定し得ない、従つて有價値的であり乍らも病態的、反價値的であり乍らも常態的なる社會事實に現實には屢當面するだけである。同様にして眞に常態的なる社會事實は結局は道德的と評價されるべき筈である。併し是れも有限なる人間智を以てしては各社會事實を究極的に常態的もしくは病態的と斷定し去ることができない。その爲に現實には常態的事實であり乍ら不道德的、病態的事實であり乍ら道德的と屢評價せられるといふだけである。デュルケムも常態的社會事實を以て「然かあらねばならぬ事實」^①病態的事實を以て「然らざるやうにあらねばならぬ事實」^②とも云つてゐる。是らの言葉の究極の意味においては彼も亦結局は存在と當爲、事實と規範との間の合一を豫想

してゐた、犯罪現象に對する解釋においての如く現實には常態的、病態的なる標準と、道徳的、不道徳的なる標準との間の乖離を説き乍らも結局は兩者間の合致を前提してゐたと吾々には解釋せられる。

のみならず彼は次の如き重要な所信を隨處に述べてゐる。「……凡て生命界の事實は——道徳的事實がさうである様に——もし何ごとかに役立つのでなければ、即ち何らかの要求に應ずるのでなければ、一般に存続しない。」「社會的分業論」⑧。「生命が有用である以上は生命の不可缺的條件たるものが有用でないといふことはあり得ない。……必然的なるものがそれ自身或る完全性を持たぬといふことは不可能である (il est impossible que ce qui est nécessaire n'ait pas en soi quelque perfection)」⑨。「自殺論」⑩。「人間の制度が誤謬と虚偽とに基づいてゐないといふことは、實に社會學の本質的要請である。この要請なしには社會學は存在し得ない」⑪「宗教生活の原始形態」⑫。これらの言葉は何れも凡て存在するものは結局有價值的であり、凡て有價值的なるものは結局存在するといふ、存在と價値、事實と規範との究極的合一を表明せるものに外ならぬ。それらはヘーゲルにおける理性的即現實的現實的即理性的といふ命題にも比すべき一つの社會學主義的信仰告白である。これらの語において尙一層、デュ

ルケムにおけるかの「客觀的標準」の説は在來の倫理學説とも調和し得るといふことが明白となるであらう。^⑩

加之かくの如き社會學的道德論の方法においてこそ、彼が存在そのものと實踐とをあく迄も尊重した眞面目、即ち單なる理論的假構を斥けて存在的事實そのものに即せる實踐論を説いた根本特質を最も明瞭に看取することができる。

註⑩ デュルケム自身も「私は確信するが、確かにこの道德事實の科學は一つの社會的科學である。併しこれは社會學の極めて特殊な一部門である」と云つてゐる。(Durkheim, Sociol. et Philos., p. 105)

② De la div. du trav. soc., 2e éd. p. XXXIX.

③ Les règles de la méth. sociol., p. 69—70 et suiv.

④ De la div. du trav. soc., p. XXXIX—XL. (田邊氏譯『社會的分業論』第一分冊三六一—三七頁)

⑤ Les règles de la méth. sociol., p. 98.

⑥ do., p. 88—91.

⑦ do., p. 59.

⑧ De la div. du trav. soc., p. XLI.

⑨ Le suicide, p. 415.

⑩ Les formes élémentaires de la vie religieuse, p. 3.

⑪ 但し尙次の様な非難がデュルケムにおける實踐的客觀的標準に對して提出されるかも知れない。即ち存在と價值とは究極に於て只「理念」として合致するだけである。従つて「現實」の社會で見出される常態的社會事實は、假令如何に常態的、即

ち普遍存在的であるとはしても、そのまゝ、有價値的事實と云ふことばできない、と。併しデュルケムは社會的改善といふことの極めて至難事たること、唯「部分的」、漸進的のしか實現し得ないことを認めてゐる。そこでかゝる漸進的、部分的な實踐にとつては、究極的な標準、哲學的革命的な標準よりも事實に即した客觀的標準の方がより有效、より現實的なりと考へたのであらう。若し然りとするならば彼も亦理論と實踐との間の辨證法的聯關を最も現實的に把握してゐた一人と云ふことができる。

結 論

以上吾々はデュルケムの道德科學説を事實的理論的部門と實踐的規範的部門とに分け、順次その方法論的根柢を主として概觀して來た。叙述に専らとなつて批判する暇は無かつたけれども、思ふにかゝる傾向は在來の倫理學的方法論に對して偉大な貢獻をなしたと共に、他面餘りに客觀主義的餘りに實證科學的方向に奔り過ぎて根本を忘れ去つた弊害もある。吾々によればかゝるフランス的デュルケム學派的な客觀的實證科學的方法と、獨逸的な主觀的内省的哲學的方法との調和統一こそが倫理學においても正當な方法論であると考へられる。併し是については次の機會に譲らねばならぬ。

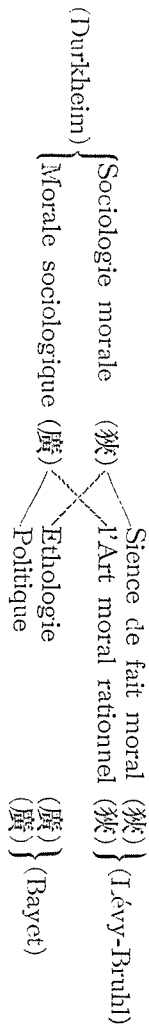
そこで茲には簡單にデュルケムと彼の學派就中レヴィ・ブリュール及びベイエとの關係を述べて置かう。まづレヴィ・ブリュールの倫理學における功績はデュルケ

ムとは違つて、實質的特殊研究よりも新道德科學の方法論的基礎づけをなしたといふ點にある。即ちその主著『倫理學と習俗科學』の前半では舊來の理論的にして同時に規範的たらんとする哲學的思辨的、演繹的倫理を論破し、後半においてはそれ^②に代はるべき一方では客觀的社會的實在として道德事實そのものに關する社會學的、實證的科學を、他方ではかゝる純理論考察の結果を應用することによつて可能となる所云「合理的道德技術」を、建設せんとしてゐる。要は道德科學においても亦他の諸自然科學又は社會學と等しく理論的見地と實踐的見地とを峻別し、宗教的信仰、哲學的假説、實踐的諸要求から獨立せる純事實考察、一實證科學を社會學の領域内で建設せんとするにあつた。そこで彼における理論的事實的部門たる所云「道德事實の科學」は、その對象より見ても方法より見ても殆んど全くデュルケムの所云「道德社會學」と合致してゐる。殊にレヰイ・ブリュールにあつては尙一層明白にその對象たる「道德事實」が爾他の社會的諸事實（宗教、藝術等々）と並列する一種の社會事實、即ち狹義のものたることが知られる。（彼はその例として道德的諸規則、法律、風習等々をあげてゐる。）^③と云ふところがデュルケムにおいては實踐的規範論の部門たる社會學的道德論の對象範圍は全社會事實を蔽ふべき廣義のものであつたのに對して、レヰイ・ブリュール

ルではその「合理的道德技術」とは道德事實の科學における理論をその儘適用したものに止るからして、依然狹義の範圍に限られて居る。要するにレヴィ・ブリュールはデュルケムに於ける理論と實踐との間の體系的不齊合を克服してはゐる、併し兩者を狹義の道德事實内においてのみ聯關させてゐる。

然らばバイエはどうであるか。彼は今日のデュルケム學派道德學の中心者として活動してゐる様であるが、彼によれば「道德事實の科學、或は彼の所云「習俗學」(ethnologie)の對象は、社會的諸事實の裡に表れてゐるところの善と惡との區別^④である。かゝる區別をもつた社會事實とは單に無記的な社會的諸事實と直ちに同一物でない。併しその範圍から云ふならば諸制式、法律、習俗、文學等々凡ゆる社會事實に迄擴められ得る。バイエは道德學の理論的部門の研究對象について質的には限定してゐるけれども、量的には全社會學的領域に及ぶべきものとして廣義化してゐる。従つてかゝる理論考察の應用として可能となるところの實踐的部門も亦、單に狹義の道德生活に限らず、廣く全社會生活迄及んでゐる。だから彼はレヴィ・ブリュールから「合理的道德技術」の名稱を借用し乍らそれを「政策」(politique)とも云ひ換へてゐる。或は一方では「習俗の科學」、他方では「道德技術」があるとなすよりも、一方には「社會學」、他方には

「政策」があるとなす方が適當だと説いてゐる。要するにペイエも亦デュルケムにおける兩部門の體系的不齊合方法論的乖離を修整してゐる。併しレヴィ・ブリュールとは違つて廣義の領域においての聯關を圖つてゐる。即ちデュルケム、レヴィ・ブリュール、ペイエの三體系間の方法論的關係を表示するならば次の様になる。



此ら三者の關係は明かに發展の一方向を辿つてゐる。何となればレヴィ・ブリュールとペイエとはデュルケムにおける理論的と實踐的との兩部門間の體系的不齊合を除去し、延いては道德學における理論的見地と實踐的見地との峻別に成功した。而もレヴィ・ブリュールとは違つてペイエが道德科學的對象範圍を廣義化したことは道德事實を以つて社會的事實なりとする立場からしては當然の歸結でなくてはならぬからである。

最後に人々は吾國で所云「國民道德論」なるものと、デュルケム學派的な「道德社會學」

との方法的關聯に注意すべきである。種々の情勢に促されて今日の我國で益盛んに研究されやうとしてゐる所云國民道德論なるものは倫理學と歴史學との中間にあり、その方法的省察は幼稚、その理論的基礎は未だ薄弱なる現狀にある。^⑦如此國民道德論はデュルケム學派の所云道德社會學の一分科——何となれば國民道德論は各民族ではなく我民族だけの歴史的道德事實を對象とする故に——となつて初めて、理論的方法論的基礎を完備する。或は換言すれば國民道德論は歴史學の一分科たることより一步を進めて、道德社會學の一分科となること——固よりデュルケムが説き且つレヅイ・ブリュールが力説してゐる如く比較歴史學は宛も物理學に對する數學の様に、道德社會學にとつて缺くべからざる準備學をなすものであるにしても——によつて、初めて更に嚴密な科學的根據を獲得すると考へられる。とも角デュルケム學派の道德社會學説は、國民道德の研究者達からしても注目される必要があるだらう。

註① Lévy-Bruhl, La morale et la science des mœurs, 1903, 10^e éd. 1927 chap. I—III.

② do, chap. IV—VIII.

③ do, p. 14, 137.

④ A. Bayet, La science des faits moraux, 1925, p. 16 et suiv.

⑤ Bayet, La morale scientifique, 2^e éd. 1907, p. 65.

⑥ do, p. 96.

⑦ 和辻教授「國民道德論」、『教育科學』講座第七冊)參照。